

平成23年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成23年3月16日（水曜日） 午後 1時35分開議

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第27号 平成23年度中頓別町一般会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 3 議案第28号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 4 議案第29号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 5 議案第30号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 6 議案第31号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 7 議案第32号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 8 議案第33号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第 9 議案第34号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算
(予算審査特別委員会委員長報告)
- 第10 議案第 9号 中頓別町自治基本条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 第11 発議第 2号 議案第9号 中頓別町自治基本条例に対する附帯決議（案）
- 第12 発議第 1号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書（案）について
- 第13 閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤 田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 野 | 邑 | 智 | 雄 | 君 | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 米 | 屋 | 彰 | 一 | 君 | | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 遠 | 藤 | 義 | 一 | 君 | | | |
| ま | ち | づ | く | り | | | | | | | |
| 推 | 進 | 課 | 長 | 小 | 林 | 生 | 吉 | 君 | | | |
| 産 | 業 | 建 | 設 | 課 | 長 | 中 | 原 | 直 | 樹 | 君 | |
| 産 | 業 | 建 | 設 | 課 | 参 | 事 | 小 | 林 | 嘉 | 仁 | 君 |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 石 | 川 | | 篤 | 君 | |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 課 | 主 | 幹 | 吉 | 田 | 智 | 一 | 君 |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 柴 | 田 | | 弘 | 君 | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 高 | 井 | 秀 | 一 | 君 | | |
| 国 | 保 | 病 | 院 | 事 | 務 | 長 | 青 | 木 | | 彰 | 君 |
| 自 | 動 | 車 | 学 | 校 | 長 | 浅 | 野 | | 豊 | 君 | |
| こ | ど | も | 館 | 館 | 長 | 平 | 中 | 静 | 江 | 君 | |

○職務のため出席した事務局職員

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 和 | 田 | 行 | 雄 | 君 | | |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 書 | 記 | 田 | 辺 | め | ぐ | み | 君 |

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） それでは、予算審査特別委員会が終了しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第4号のとおりです。

（午後 1時35分）

◎諸般の報告

○議長（石神忠信君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長のご報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

これにて諸般の報告は終了しました。

◎議案第27号～議案第34号

○議長（石神忠信君） 日程第2、議案第27号 平成23年度中頓別町一般会計予算、日程第3、議案第28号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算、日程第4、議案第29号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算、日程第5、議案第30号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算、日程第6、議案第31号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計予算、日程第7、議案第32号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計予算、日程第8、議案第33号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計予算、日程第9、議案第34号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算の件、いずれも予算審査特別委員会委員長報告を一括議題とします。

本件につきまして予算審査特別委員長の報告を求めます。

西原さん。

○平成23年度中頓別町各会計予算審査特別委員長（西原央騎君） 平成23年3月16日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

予算審査特別委員会委員長、西原央騎。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記、事件番号1、議案第27号 平成23年度中頓別町一般会計予算、原案可決。事件番号2、議案第28号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算、原案可決。事件番号3、議案第29号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。事件番号4、議案第30号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。事件番号5、議案第31号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計予算、原案可決。事件番号6、議案第32号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計予算、原案可決。事件番号7、議案第33号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計予算、

原案可決。事件番号 8、議案第 34 号 平成 23 年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

審査意見として 2 点つけさせてもらっています。1 点目、議会と執行機関は互いに情報を共有した上でなければ、十分な審議を尽くすことはできません。予算説明資料の内容がマンネリ化している現状では、事業の詳細を理解できる資料を別途請求せざるを得ないので、改善を求めます。

また、長側においては、行政評価（事業評価）を確実に実施したうえで、予算案の策定、提案説明に務めるべきであります。

2 点目、国の地域活性化補助金等を財源として運営されているそや自然学校、地域資源を生かした社会起業化創出事業等は、少なくともその事業により、雇用した方が安心して働き続けることができ、事業終了後も本町に根付けるよう、将来を展望したみのりある事業でなければなりません。

こうした事業については、とかく前年度実績をもとに予算編成される傾向がありますが、補助事業の内容を評価し、所期の目的を達成できるよう努めてください。

以上です。

○議長（石神忠信君） 報告が終わりましたので、一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第 27 号 平成 23 年度中頓別町一般会計予算について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、これより議案第 27 号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第 27 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号 平成 23 年度中頓別町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 28 号 平成 23 年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、これより議案第 28 号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第 28 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第29号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより議案第29号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第29号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第30号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより議案第30号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第30号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計予算について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより議案第31号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第31号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計予算について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより議案第32号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第32号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより議案第33号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第33号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより議案第34号を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第34号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長(石神忠信君) 日程第10、議案第9号 中頓別町自治基本条例の制定の件を議題とします。

本件につきましていきいきふるさと常任委員長の報告を求めます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長(柳澤雅宏君) 委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号1、議案第9号 中頓別町自治基本条例の制定について(平成23年3月10日第1回中頓別町議会定例会付託事件)、原案可決。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第9号 中頓別町自治基本条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、これより議案第9号 中頓別町自治基本条例の制定の件を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第9号 中頓別町自治基本条例の制定の件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓別町自治基本条例の制定の件は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、発議第2号 議案第9号 中頓別町自治基本条例に対する附帯決議（案）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 発議第2号。

平成23年3月16日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

議案第9号 中頓別町自治基本条例に対する附帯決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

まず、議案提出の理由を述べさせていただきます。主権者である住民が自治の代行機構としてつくった議会や行政に対して信託する内容を明示し、自治体の運営全体に関して、その理念、原則、制度や仕組みをルール化する自治基本条例の制定は、従来の中央集権体制下での全国一律の画一的な地方自治制度の呪縛から脱却しようとするものであります。

2000年分権改革によって、地方自治法による自治体の定義が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとされ、権限の強化とともに地域の政策主体としての地方政府として位置づけられました。現行の地方自治法は国と地方政府との関係（団体自治）は詳細に定めるものの、地方政府と住民との関係（住民自治）については具体的な規定がほとんどありません。このことを念頭に、住民が地方政府をコントロールするための最高規範として、本町においても自治体の憲法と呼ばれる自治基本条例が必要とされ、本日ただいま全会一致で可決されました。

これまで連綿と続いてきた政治を議会や首長に丸投げするお任せ民主主義から、自己決定、自己責任を基本とする自治の時代が到来したことになりますが、本町の自治基本条例には、住民みずから自治に積極的にかかわる手段として、住民投票に関する一条が設けられ、議会制民主主義を補完する一歩進んだ条例となりました。

いきいきふるさと常任委員会は、主権者である住民に対し、自治基本条例について丁寧な、かつ十分な説明が行われ、関連条例の早急な整備によってまちづくりの実効性が上がることを全会一致で決めたので、この附帯決議案を提出するものでございます。

それでは、議案第9号 中頓別町自治基本条例に対する附帯決議（案）。

自治基本条例は、2001年、ニセコ町が全国に先駆けて制定して以来、自治体の規模を問わず急速に広まりつつある。

本町では、2006年の議会の草案提起から約5年の歳月を要して成案にたどり着いたが、この間、岐阜県多治見市をはじめとする先進的な自治体においては、法務と総合計画が連動した「生きた自治基本条例」が次々とつくられ、自律的な自治体運営が実践されている。

本町の自治基本条例は、自治体運営のルールとまちづくり政策の混同も見られるが、住民有志による「自治基本条例策定委員会」が2年半にも及ぶ検討を経て、2009年11月末に答申した素案が尊重され、その後、常任委員会における全国各地の自治基本条例の調査・研究等の成果が加わり提案に至ったものである。

昨今、地方自治法の改正に加え、国の行財政検討会議では、「地方政府（自治）基本法」の制定議論が交わされている。

現行の地方自治法こそが、国が地方自治体を管理する法律であり、これに代わり地方自治を保障する基本法をつくろうとの議論である。これが法制化に向かえば、自治立法権の範囲の拡大とともに、現行法上は、一般の条例と同等である自治基本条例に優越性が与えられ、文字通り「まちの憲法」としての最高規範性を得ることができる。

このとき、本町を含む全国各地の自治基本条例の多くは見直しを迫られ、地方自治の本旨の実現に向けてさらなる進化がはじまることになるだろう。

「自治基本条例の早期制定を求める決議」（2007年3月31日）を議会が全会一致で議決してから4年。決議は、「自治の目的は、住民福祉の増進につきる。そのための自治基本条例には、住民の幸福と共生社会の実現、住んで良かったまちづくりが理念として謳われることを願う」と結ばれている。

当議会は、この趣旨を受け継ぎ、主権者である住民に自治基本条例の内容が浸透するよう説明、周知の徹底を求めるとともに、住民投票条例など関連条例のいち早い整備によってまちづくりの実効性が上がることを強く望むものである。

以上決議する。

平成23年3月16日、中頓別町議会。

以上、よろしくご審議を願います。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号 議案第9号 中頓別町自治基本条例に対する附帯決議（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 議案第9号 中頓別町自治基本条例に対する附帯決議は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、発議第1号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書（案）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

藤田さん。

○7番（藤田首健君） 発議第1号。

平成23年3月16日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、藤田首健。賛成者、中頓別町議会議員、村山義明。

地域医療存続のための医師確保に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

地域医療存続のための医師確保に関する意見書（案）

医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる診療科や病院のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じている。

平成16年に始まった「新医師臨床研修制度」により、医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足が深刻な状況になっており、医師不足からくる過酷な勤務状況であるとともに出張医勤務に多額な費用を要して病院経営が非常に困難な状況にあることから、早急な解消対策が求められている。

住民の安全と安心を確保するため、救急医療をはじめとする地域医療体制の整備に当り、何よりもまず安定した医師の確保が必要である。

以上のことから、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう下記の施策を国において緊急に講ぜられることを求める。

記

医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るために、医師臨床研修

において医師の技術修得はもとより「医は仁術」という医療の基本を修得することを期し、医師不足地域での数年間の勤務義務など医師派遣体制を構築する法的措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月16日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

以上であります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

本件につきまして、会議規則第75条に基づき、各委員長からお手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りします。本件につきまして、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長申し出のとおり決定しました。

◎閉会の議決

○議長（石神忠信君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の会議を閉じます。

平成23年第1回定例会を閉会といたします。

（午後 1時57分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員